（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第八条　第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

様式第二号及び様式第三号中「日本工業規格」を削る。

（老人福祉法施行規則等の一部改正）

第三十一条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を削る。

一　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）別記様式第一（裏面）、別記様式第二の二（裏面）及び別記様式第二の三（裏面）

二　製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）別記様式

（戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正）

第三十二条　戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第八条**　第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第八条**　第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二　（略）
（フレキシブルディスクの構造） **第二十条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第二十一条**　第十九条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第二十二条**　第十九条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	（フレキシブルディスクの構造） **第二十条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第二十一条**　第十九条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本工業規格Ｘ六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第二十二条**　第十九条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二　（略）

様式第一号、様式第三号の一、様式第三号の二、様式第十号から様式第十三号まで、様式第十五号及び様式第十六号中「日本工業規格」を削る。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）

第三十三条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造） **第五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	（フレキシブルディスクの構造） **第五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。